

平成 26 年 8 月 28 日  
公益財団法人 日本セーリング連盟  
国体委員会

## 国民体育大会における製造業者等のマークの表示について(通知) に関する質問の回答

8 月 28 日受理させて頂きました質問状の回答を、ご報告申し上げます。

### 質問内容

ブーム(ウィッシュボーンブーム)には、製造メーカーのロゴ AERON と、この製品の製品番号 MCT-29 が付いています。製造メーカーのロゴは、300mm をわずかに越えています。いずれのロゴも反対側にも付いています。合計 4 個のロゴがあります。この場合 広告規定に抵触するのでしょうか？

### 適用する規則

“ISAF 広告規定 20.7 製造業者とセールメーカーのマーク” 及び、  
“公益財団法人日本体育協会 国民体育大会企業協賛に関するガイドライン “

### 指摘箇所

2 箇所 (#1, スターボ側、ポート側の合計 2 箇所)

### 説明

(1) #1 および #2 が、ISAF 広告規定 20.7 記載の “製造業者とセールメーカーのマーク” であるとして、以下の条件となります。

許される範囲は、“スパーと装備 “に関しては、

長さ 300mm 以下のマーク (片側に) 1 個のみが認められます。

提出の写真からは、#1 のマークは、わずかに寸法的に合致しないと判断されます。

“製造業者とセールメーカーのマーク” とは判断できません。

従って #1 のマークは、**競技者広告**となりますので、ご了解下さい。

#2 のマークのみが、“製造業者とセールメーカーのマーク” として認められます。

### 参照規則 ISAF 広告規定 29.7.2

“製造業者のマークには、装備の設計者または製造業者の名前、ロゴ、その他の識別マークを含めてよい。”  
に記載の “その他の識別マーク” となります。

(2) 別紙 “国民体育大会における製造業者等のマークの表示について(通知)” のとおり

国民体育大会においては、公益財団法人日本体育協会の「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン (平成 22 年 12 月 16 日制定) に基づき、**競技者の広告は認められません。**

なお、ISAF 広告規定は、下記のアドレスから入手出来ます。

<http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/rule/rule-reg>

[http://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/ISAFReg20\\_2012.pdf](http://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/ISAFReg20_2012.pdf) (邦訳つき)

No. \_\_\_\_\_

平成 26 年 8 月 28 日

